

# 消費吉レポート

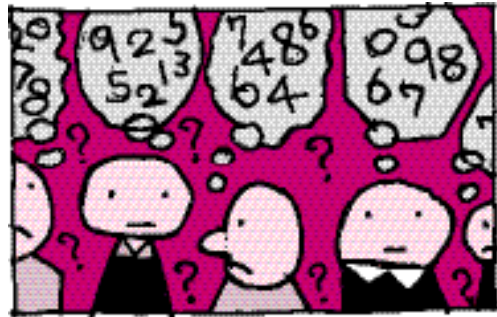
## 第1370合併号 2007年6月17日

〒169 0051 東京都新宿区西早稲田1-9-19-207  
電話03(5155)4765 ファクス03(5155)4767  
E-mail:nishoren@jca.apc.org  
http://www1.jca.apc.org/nishoren/  
会費 年間7,000円 前納制 郵便振替00130-0-22957

発行責任者 富山洋子  
発行所 日本消費者連盟

特集

## 住基ネットはどじろなっている？



- 97年6月 「住民基本台帳ネットワークシステムの構築について」公表、意見募集
- 98年2月 改正住民基本台帳法案の骨子公表
- 3月 改正住民基本台帳法案国会提出
- 99年8月 改正住民基本台帳法公布
- 00年9月 住基ネット基本設計完了
- 02年8月 住基ネットの第1次稼働
  - ・住民への住民票コード通知開始
  - ・行政機関への本人確認情報提供
- 12月 行政手続きオンライン化関係三法の公布
  - ・住基ネット利用事務大幅拡大
- 03年8月 住基ネットの第2次稼働
  - ・住民票の写しの広域交付
  - ・転入転出手続の簡素化
  - ・住民基本台帳カードの交付

「確かに、一部を除いて利用は進んでおらず、生活の利便にも、行政の効率化にも、総務省の説明のように役立っていません。そうした建前としての説明は、すでに破綻していると言えるでしょう。」

では一方で、住基ネットは個人の監視・管理に道を開くものだとすると、

住基基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)が2003年8月25日に本格稼働を始めて、はや4年が経とうとしています。

4年前、喧しい騒ぎのなか稼働したにも関わらず、始まってみれば良くも悪くも生活は何も変わらなかつた方も多いためではないでしょうか。

「これは住基ネットのいまを知ると、特集を組みました。～ 頁では、運用と普及の現状をまとめつつ、本格稼働から4年間の運動をおおまかに振り返ります。次に、～ 頁では、06年11月に大阪高裁が下した判決を受け入れ、原告の住民票コード削除を進める大阪・箕面市の動きを、地域の運動と全体の仕組みに及ぼす影響との両面から報告します。さらに、～ 頁では、

「住基ネットは自己情報コントロール権の侵害のうえにはじめて成り立つ仕組みですから、私たちのプライバシーは危機にさらされ続けていることに違いはありません。そして、毎年全国で数百億円にのぼる税金が垂れ流されていることも確実です。」

今号は合併号ですので、次号は7月7日発行です。たび重なるお願いで恐縮ですが、夏季カンパにご協力下さい。お振り込みは、挟み込みの郵便振替用紙をご利用下さい。

ファイルしてあてて下さい。後でお役に立つと思います。

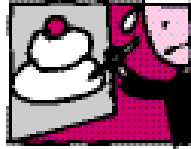
おもな記事  
住基ネット本格稼働4年後の現状と反対運動……  
箕面市の動き……  
箕面市の動き……  
社保庁改革と住基ネット  
廃プラ焼却モデル実施  
生命保険不払い問題……  
仲卸の85%が築地移転反対

特集 住基ネットは怎么样了？

# 「電子政府・電子自治体」は 絵に描いた餅

本格稼働4年後の現状と反対運動

プライバシー・アクション代表 白石孝



2002年8月5日、住民票のあるすべての人に11桁の住民票コードが付けられました。03年8月25日からは住民基本台帳カード(住基カード)の交付や、「全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しが取れる」「引越の手続きで窓口に行くのは転入時1回だ

「国民総背番号制」に直結するとして反対運動が起こり、施行直前には自治体議会での反対の意見書採択や、参加を拒否する自治体も現われました。このような強い反対にも

「国民総背番号制」に直結するとして反対運動が起こり、施行直前には自治体議会での反対の意見書採択や、参加を拒否する自治体も現われました。このような強い反対にも

## 広がらない利用事務 ほど遠い行政の効率化

関わらず、「住基ネットは電子政府・電子自治体に不可欠なインフラだ」として、総務省は導入を強行しました。では、コードを付けてから5年、本格稼働から4年経過した現在、肝いりで実施された住基ネットは一体どうなっているのでしょうか。

93の事務が別表に列挙されていきました。つまり、この93事務について、申請などの際にこれまでのような紙の住民票の添付が省略されるわけです。その後、06年5月現在では、これが293事務にまで増えています(06年12月12日付「朝日新聞」)。

しかし、官報などに掲載された住基ネットからの本人確認情報の提供状況を見ると、ほとんどが年金や恩給関係の事務で、そのほかの資格取得や許認可申請、登録などの事務での利用はごく限られています。住基ネット利用の目途すら立っていない事務も多いようですから、ありとあらゆる行政事務が住基ネットによって効率化するというバラ色の未来とは、ほど遠い現状です。

ただし、07年からは郵便による現況届が廃止されるなど、国民年金への利用が本格的に始まっています。今後は社会保険庁再編がらみで一気に拡大が図られていますので(

「頁」、年金事務と住基ネットの「相互依存」はますます深まっていきそうです。

**住基カード普及率は  
わずか1・2%**

一方で、総務省は「住民サービスの向上」も導入の理由として説明してきましたが、住基カードも自己採体を越えたサービスも、ほとんど利用されていません。「住民票の写しが全国どこでも取れる」「引越の際の手続きが簡略化される」というサービスが市民にとってのメリットと宣伝されていますでしたが、利用度は極めて低いままで。

そうした住基ネットによる住民サービスを利用するのに、ほとんどの場合で必要となる住基カードについては、総務省が公表している累計交付枚数では、07年3月末で全国で141万3770枚、人口比にして1・2%と低調です。

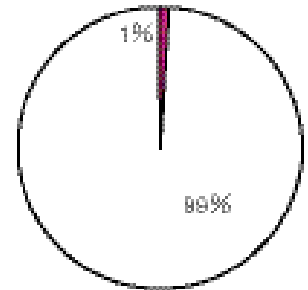
電子政府・電子自治体の要であるインターネットを介し

### 住基カード交付枚数

	交付枚数 (枚)	対前年増 加率 (%)	累計交付 実績 (枚)	対前年増 加率 (%)
03年度	251,551		251,551	
04年度	293,157	16.5	544,708	116.5
05年度	370,047	26.2	914,755	67.9
06年度	499,015	34.9	1,413,770	54.6

総務省「住民基本台帳カード(住基カード)の交付状況等について(2007年3月31日現在)」より

### 住基カード普及率(人口比)



住基カードを持っている人  
 持っていない人

「8月5日実施の延期が望ましい」と210団体が答えています。そして、杉並区、国分寺市、福島県矢祭町、横浜市が稼働時に不参加、その後、中野区と国立市が切断に踏み切りました。

一方、横浜市は06年5月、本人確認情報等保護審議会の答申を受けて全員参加の方針を発表し、7月から非通知希望者の情報の送信を開始しました。この間に国分寺市と中野区も参加していますので、住基ネットに参加していません。

### 住民一部勝訴の判決も

また、個人情報保護条例に基づき利用停止請求などを受けた逗子市、藤沢市、目黒区、中野区などの審査会では、請求を認める答申などを出しています。

た電子申請には、住基カードを使った公的個人認証の取得が必須です。しかし、住基カードの普及率がこの体たらくでは、電子政府・電子自治体は絵に描いた餅に過ぎません。

### 不参加は3自治体

反対運動は、第1次稼働を前にして自民党など保守系議員も反対の声をあげ、75自治体議会でも意見書が採択され、要望書提出は39自治体となりました。日本弁護士連合会が稼働直前の02年6月、全国の自治体を対象にアンケート調査を実施、約1500自治体から回答が寄せられました。

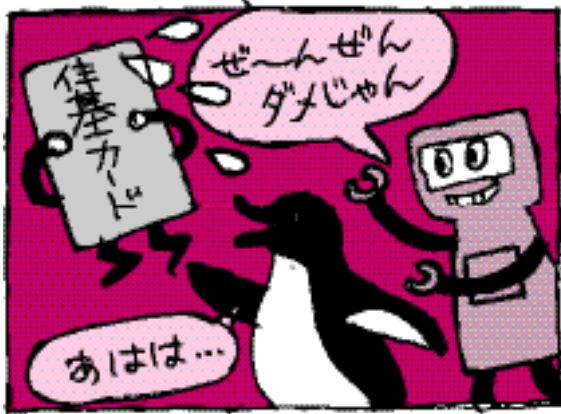
反対運動は、第1次稼働を前にして自民党など保守系議員も反対の声をあげ、75自治体議会でも意見書が採択され、要望書提出は39自治体となりました。日本弁護士連合会が稼働直前の02年6月、全国の自治体を対象にアンケート調査を実施、約1500自治体から回答が寄せられました。

その後、杉並区長は04年8月に国と都を相手取り「横浜方式によ

「予算執行調査」18年度分で、「(パスポートの)電子申請による発給件数が極めて低調(累計133件)。他方運営経費は年間平均約8億円。1件当たりのコストは約1600

万円で、通常発給(約3~4000円)と比べ5000倍以上「厳しい財政事情から見ると、その継続は合理性を有する」と言い難い状況、廃止を含めた見直しを早急に検討すべき」と指摘される始末です。

その後、杉並区長は04年8月に国と都を相手取り「横浜方式によ



訴訟は、全国13の地裁のほか、箕面・吹田・豊中、兵庫、西東京などでも行なわれており、05年5月には、金沢地裁(井戸謙一裁判長)が住基ネットからの離脱を認める判決を出しました。そして、06年11月30日、大阪高裁(竹中直吾裁判長、3日後に逝去)が主文「箕面市、吹田市、守口市は住民基本台帳から控訴人の住民票コードを削除せよ」という高裁段階では初となる判決を出しました(1頁)。

特集 住基ネットはどうなってる？  
箕面市の場合

## 市長の決断と 市が目指す方向とは？

箕面市議  
牧野直子



この削除を求められています。守口市と吹田市はすでに上告しましたが、藤沢純一箕面市長は上告せず、この判決を受け入れる決断をしました。

06年12月の箕面市議会ではこの市長の判断を巡って紛糾しました。市長は、12月末に法律家や情報システムの専門家4人を検討専門委員に任命し、住民票コードの削除方法や原告以外の削除を希望する市民への対応などについて諮問しました。

2006年11月30日、大阪高裁は、大阪府内の自治体を相手取って行なわれた住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)をめぐる裁判で、自己情報コントロール権を認めた画期的な判決を下しました。

画期的な判決で住基ネット選択制導入に道

年明けから専門委員による検討が精力的に行なわれ、06年度末の3月30日に答申が提出されました。答申では、削除の具体的な方法について詳細に書かれているだけでなく、平等原則にのっとって、他の削除を希望する市民に対して

すべきであると踏みこんでいます。つまり、選択制導入に道が開かれたことになり、(箕面市のホームページに答申が全文掲載されています)。箕面市の対応について報道機関はさまざまに取り上げ方をしました。市長の判断を評価する記事の一方で、なかには「1人の住民票コード削除に3500万円」などと誤解を生む表現が流され、かえって問題の本質を見えなくする一面もありましたが、検討会議の中でこの数字に根拠がないことが明らかになりました。

市民9人住基ネットからの削除を市に求める

一方、市民の側にも動きがありました。専門委員による検討が始まった同時期に、住基ネットに詳しいジャーナリストの櫻井よしこさんや清水勉弁護士、田中康夫前長野県知事を講師に招いた講演会が開催されました。1000人のホールを満員にする盛況ぶりであり、あらためて住基ネットの問題に多くの市民の関心が集まりました(講演録を作成中)。それを機に「住基ネットを考える会」が発足し、現在「住基ネット選択制の早期実現を求める」署名活動を展開中です。

また他方では、削除を求める9人の市民が個人情報保護条例にのっとって削除請求を市に提出、市は検討中の現段階では心じられないとしています。

止まらないデータ流失  
必要なシステム変更

その後、07年5月29日には最終的な市の方針が決定されましたが、その道のりは平坦ではありません。

その後の07年5月18日に愛媛県愛南町で延べ約14万3000件の住基基本台帳のデータが流出するという事件が明らかになりました。

市町村長には、住基基本台帳を安全に管理する義務があります。住基基本台帳法第36条には、「市町村長は適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」と明記されています。

住民票コードの削除の議論の中で明らかになってきたのは、住基ネットというシステムは、地方自治体の裁量働かない硬直したシステムだということです。

第36条を履行するためには現システムを市町村長が責任を負えるシステムに変えていく必要があります。箕面市がその先導役を果たすべきであると考えます。

住基ネット選択制の早期実現を求め  
署名活動展開中です

連絡先・問い合わせ先

住基ネットを考える会 / 杉原正美

☎ 090(6826)1380

メール minoh\_juhki\_net@docomo.ne.jp

郵便振替 00970-7-224883

カンパをお願いします！

特集 住基ネットはどうなってる？  
箕面市の場合

# 自己情報コントロール権侵害は止められるか

情報人権ワークショップ事務局 西邑 亨

2006年11月の大阪高裁竹中判決は、原告市民の「住民票コード削除」を被告4市に命じたものですが、箕面市（藤沢純一市長）だけは判決内容の支持を表明してこれを確定させました。

同市はただちに住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）検討専門委員を任命し、07年3月末には、「住民票コード削除」の手順および

「削除を希望する他の市民への対応」についての答申が出されました。箕面市では、07年11月実施ともいわれる住民票コードの削除に向けた内部作業が進んでいます。

## 住基ネットは自己情報コントロール権を侵害

竹中判決は、住基ネットの主要な論点について、次のように判断しています。

行政目的の正当性・必要性は認められる。

住基ネット制度には欠陥があり、行政目的の実現手段としての合理性に欠ける。

たとえば、目的外利用の例外や利用目的変更などによる利用・提供によって、多数の個人情報特定の国の機能などに集中し、結合される可能性があるが、本人はこれをコントロールできないなど。

このため、希望しないことを明示している市民の本人確認情報を住基ネットに送信することは、憲法第13条が保障す

る基本的人権としての自己情報コントロール権（プライバシー権の一形態）を侵害する。

## 竹中判決の「提案」

このような判断に基づき、竹中裁判長は判決という形で原告市民と被告4市に対して



ある「提案」をしています。

つまり、市が住民基本台帳上の住民票コードを削除し、その変更情報を大阪府に送れば、大阪府は住基法の規定に従って、住基ネット上の当該本人確認情報から「住民票コ

ードを削除」（竹中判決）するはずだから、その結果、「目的外利用等による権利侵害の危険」を小さくできるという提案です。

この判決は、当事者ではない大阪府に何かを命令するものではありませんが、大阪府が住基法の条文に従うならば、住民票コードは確かに削除でき、プライバシー権の侵害状態がある程度停止することができるでしょう。

## 住基ネットに

### コード削除の機能なし

問題は、現在の住基ネットの機能を使って住民票コードを削除したとの変更通知を大阪府に送る方法がわからないということだ。

そこで答申は、まず大阪府にこの変更通知を住基ネットを使って送信する方法を問い合わせ、協力を求めるとしています。

実際には、何らかの住基ネットのプログラムの変更が必要

になるでしょう。

答申はさらに、具体的な方法が箕面市に示されるまでの期間、暫定的に自己情報コントロール権の侵害を停止するため、職権消滅（ ）の形式で住基ネットを使って大阪府に通知し、同時に住民票コードを削除した変更通知も正式な文書で送付すると書いています。

## 制度不備が招いた混乱と実際には難しい是正

いずれにしても、これはひどくわかりにくい手順です。

住基ネットという制度が自己情報コントロール権という権利概念にまったく適応していないために、竹中判決と答申は、「制度的なアクロバット」を強いられているという印象です。住民票コード削除の実施は、容易ではないように見えます。

転出や死亡などにより居住実態がないのにその旨の届け出がない場合などで、首長の権限で住民票を削除すること

いま国会で、社会保険庁改  
革関連法案(日本年金機構法  
案 国民年金法等一部改正法  
案)が審議されています。

### 利用低迷の住基ネット 年金への提供件数99%

この年金業務への利用を通  
して、導入当初に心配された  
危険な方向に、住基基本台帳  
ネットワークシステム(住基  
ネット)が変貌しようとして  
います。

住基ネットは、周知のよう  
にほとんど使われていません。  
住基カードの発行や自治体の  
独自利用は低迷し、公的個人  
認証利用も伸び悩み、住民票  
広域交付や転出入特例処理な  
どの利用は稀です。

国等の機関への本人確認情  
報の提供も、住基法別表では、  
2006年5月時点で293  
事務に拡大しましたが、実際  
には06年8月の告示によれば  
34事務しか利用されていま  
せん。

そのよつな中で、国民年金・

厚生年金・共済年金や恩給は  
国等への提供件数の99%を占  
め、住基ネットはほとんど年  
金のために使われている状態  
です。

この国民年金業務での住基  
ネット利用によって、次のよ  
うなことが現実になることし

- ・曖昧な利用事務の規定と恣  
意的解釈による利用拡大
- ・「居住確認」としての利用  
から、住民票コードによるデー  
タマッチング(名寄せ)へ
- ・社保庁の民営化により、住  
民票コードが民間に流れるお  
それ
- ・住民票コード閲覧可能  
な端末の増加による漏洩
- ・年金業務でこのような  
利用が既成事実化すれば、  
ほかの事務にも波及しま  
す。

## 特集 住基ネットはどうなってる？

# 社会保険庁改革と 住基ネットの利用拡大

## 近づく実質的な国民総背番号制の危険

やぶれっ!住基ネット市民行動 原田富弘



### 社保庁への4項目 の公開質問と回答

私たちは、以下の4点を解  
明するため、06年社会保険庁  
に公開質問と情報公開を行な  
いました。この質問と回答は  
ホームページ「やぶれっ!住  
基ネット情報ファイル」に掲  
載しています。

国民年金事務で現在行なわ  
れている住基ネット利用の問  
題とくに「20歳到達者情報」  
の一括提供と、年金受給者デー  
タベースへの住民票コードの  
付番

年金改革法案で予  
定されている年金事  
務と住基ネットとの  
連携拡大。とくに  
「未加入者」把握の  
ためのデータ・マッ  
チングや、今後の利  
用、法定化される基  
礎年金番号との関係  
今後、具体化が予  
想される「年金カー  
ド」や「社会保障番

号」の導入

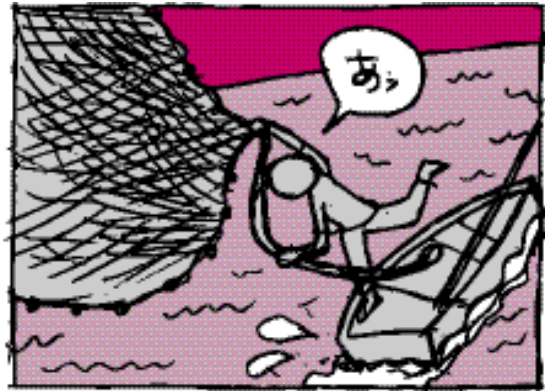
社会保険庁における住基ネッ  
ト利用の実態。とくに業務外  
閲覧での住民票コード漏洩の  
可能性

すでに行われている

20歳到達者情報一括提供

住基基本台帳別表では、  
国民年金事務については、被  
保険者の資格の取得の届け出  
給付の裁定・支給の停止の解  
除・受給権者に係る届け出に  
関する事務について、「住民  
の居住関係の確認のための求  
めがあったときに限り」(第  
30条の7) 社会保険庁への本  
人確認情報の提供が認められ  
ています。

しかし、申請や届け出行為  
をしていない20歳になる全国  
民の本人確認情報が、すでに  
磁気媒体で一括提供されてい  
ます。その法的解釈を質問し  
ましたが、回答は、住基法の  
条文を示しただけでした。  
20歳から国民年金の加入義  
務があるためと思いますが、



ある属性をもつ全国民の情報を一括提供することが許されるのか、条文の解釈としては疑問です。

また、06年末から国民年金受給者の現況届が、住基ネットから情報提供を受けることにより原則廃止になりました。

私たちは、従来は住民票コードが付番されていた社保庁の年金受給者情報(住基情報ファイル)に、新たに住民票コードを収録し、それにより住基ネットに照会

**社保庁改革による利用拡大で国民の管理強化へ**

次のことが国民年金法等一部改正法案で予定されています。

- ・ 住基ネットからの提供で、被保険者の住所・氏名などの変更届け出を廃止
- ・ 未加入者把握のために、住基ネットから34歳到達者情報の提供を受け、社保庁の被保険者情報と照

することが明らかにされまし  
た。

各行政機関の個人情報ファイルに、住民票コードを付番していくことは、将来、住民票コードをキーコード(共通番号「国民背番号」として、各個人情報を照合し結合する基礎になります。

すでに恩給事務など住民票コードを収録していますが、国民年金は対象者も多く、基礎年金番号とリンクする点で大きな影響があります。

このうち、34歳到達者情報の提供は、本人確認情報と被保険者情報をマッピングすることで「未加入者」という個人情報を生みだす利用です。

これは「居住関係の確認」に利用を限定している住基法を逸脱するもので、別表に利用事務を追加して済むものではありません。

しかも改正案では、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」という、どつとでもとれる曖昧な規定

合

- ・ 免除手続きや申請勧奨のために、福祉事務所や医療保険者等からの情報提供
- ・ 年金保険料未納者に対し、国民健康保険証を短期被保険証にしたり、保険医療機関・保険薬局・介護保険事業者・社会保険労務士などの指定・更新を認めない
- ・ 適用勧奨のために、市町村などからの資料提供
- ・ 基礎年金番号の法定化と利用制限などの措置

を追加することで実施しようとしています。

また、そもそも年金保険料未納者に対する短期被保険者証発行や指定取り消しなどの不利な措置が許されるものか疑問があるうえで、将来こうした措置を住基ネットで照合して行なつ危険性もあります。

基礎年金番号は「年金業務と他の社会保険業務の連携を図る」ために法定化されますが、それと住民票コードはリンクしており、一体のものとしてデータマッピングすることが可能になります。

を追加することで実施しようとしています。

また、そもそも年金保険料未納者に対する短期被保険者証発行や指定取り消しなどの不利な措置が許されるものか疑問があるうえで、将来こうした措置を住基ネットで照合して行なつ危険性もあります。

基礎年金番号は「年金業務と他の社会保険業務の連携を図る」ために法定化されますが、それと住民票コードはリンクしており、一体のものとしてデータマッピングすることが可能になります。

**もう一度住基ネット必要性の有無を問うとき**

この住民票コードと基礎年金番号という二大「背番号」を管理する社保庁が解体により民営化されることは、プライバシー保護上、大きな問題です。情報公開請求の対象機関となるかも不明で、利用実態がますますわからなくなりま

閲覧できる端末機が全国で1万台近くになっており、それを民間業者が見られるようになります。

住基ネットの合憲性を問う裁判の高裁判決では、合憲・違憲の判断は分かれていますが、いずれもプライバシー権を憲法上保護される権利と認め、その一部として自己情報コントロール権も保護されるべきと事実上認めたとうえで、住基ネットが適正に運用されなければプライバシー権を侵害する可能性があることは共通して指摘しています。

しかし実態はどこまで適法な運用がされているか疑問です。いまこそ、住基ネットとは何か、どのような利用が許されるのか、その是非を再検討すべきです。

社会保険庁への質問と回答はこちらに掲載  
やぶれっ! 住基ネット情報ファイル  
<http://www5f.biglobe.ne.jp/yabure/>

### 7月から各区で次々とモデル実施始まる

2007年5月末、23区の廃プラ焼却について調べてみました。調査方法は、23区の区民に呼びかけて集まった情報と各区のホームページを参考にしながら、場合によっては直接問い合わせました。

06年から先行する品川区・大田区・足立区・杉並区に続いて、07年3月江戸川区、4月葛飾区でモデル実施が始まっております。7月には板橋区・新宿区・墨田区・世田谷区・豊島区、そして10月には残ったほとんどの区でモデル実施が予定されていることがわかりました(表1)。

先行4区のうち大田区ではすでにモデル実施の地域を拡大し、品川区は9月、足立区・杉並区は10月に地域拡大を予定しています。この4区の実証確認の結果は、東京23区清掃一部事務組合(一組)のホームページに公開されています。

# 各区の取り組みに表れる区の意志 23区廃プラ焼却 モデル実施の動向

それによると、4区とも廃プラ混合可燃ごみの搬入量は、工場に持ち込まれるごみ量全体の1〜3%しかなく、ほとんど以前と変わらない状態です。それから、排ガス中のダイオキシン類濃度などに今のところ目立つ変化は見られません。むしろ変化がなくて当たり前

といことは、一組も認めるところでは、  
とことです。  
際立つのは、すでに区の3分の1の地域で容器包装リサイクル法(容リ法)を実施している杉並区は、廃プラ混合可燃ごみの組成調査で廃プラ混入率8・04%(杉並工場)ですが、まだ容リ法をきちんと実施していない品川区は15・

47%(品川工場)、大田区13・66%(多摩川工場)、足立区13・32%(足立工場)と明らかな差が出ています。  
23区全体を見渡すと、不燃ごみの廃プラを容リ法で資源扱いするのか新可燃ごみにするのかが、新しい分別区分とも  
デル実施時期は、各区の事情を反映していました。

資源化に積極的な区  
消費的な区、浮き彫り  
たとえば千代田区は、廃プラの資源化拡大を先行させてどの程度資源化に向かない廃プラが残るのか見極めるとい  
う計画のため、モデル実施は10月です。港区も独自の資源化システムを実施しようと計

表1 23区のモデル実施状況


2007年5月31日現在

23区名	モデル実施開始	モデル地域拡大時期	備考
足立区	2006年9月4日	2007年10月	約9300世帯
荒川区	2007年10月頃		
板橋区	2007年7月	2007年10月	
江戸川区	2007年3月2日		約19,500世帯
大田区	2006年9月	2007年2月、4月	2007年10月全域で実施予定
葛飾区	2007年4月		約21,300世帯
北区	2007年10月		
江東区	2007年10月予定		
品川区	2006年7月	2007年9月予定	約6,900世帯 約26,747世帯
渋谷区	未定		
新宿区	2007年7月		
杉並区	2006年10月	2007年10月	約9,700世帯 約42,000世帯
墨田区	2007年7月	2007年10月	
世田谷区	2007年7月	2007年10月	約16,973世帯
台東区	2007年10月		
千代田区	2007年10月		
中央区	2007年10月		
豊島区	2007年7月	2007年10月	
中野区	2007年10月		約42,759世帯
練馬区	2007年10月		
文京区	2007年秋頃		
港区	未定		
目黒区	2007年10月		

画甲のため  
モデル実施  
の時期は未  
定です。渋  
谷区は清掃  
工場の裁判  
中でもあり  
未定です。  
一方、07  
年3月から  
モデル実施  
をしている  
江戸川区は  
06年12月か  
ら区内全域  
でペットボ  
トルの集積  
所の資源

表2 各区の廃プラスチックの分別区分状況

2007.5.31現在

ペットボトル	資源へ	集積所回収 or 資源回収場所	足立区 / 板橋区07.10月から全域 / 江戸川区 / 大田区 / 葛飾区 / 北区07.6月から全域実施 / 江東区 / 品川区 / 新宿区 / 杉並区 / 墨田区 / 世田谷区07.7月から一部地域実施 / 台東区 / 千代田区07.10月から全域 / 中央区 / 豊島区 / 練馬区 / 文京区07.秋頃 / 港区 / 目黒区07.10月予定 /
		拠点回収 or 店頭回収	渋谷区 / 世田谷区 / 千代田区 / 中野区 / 文京区 / 目黒区 /
		集団回収	荒川区 /
トレー (発泡スチロール)	資源へ	集積所回収 or 資源回収場所	大田区 / 葛飾区 / 墨田区一部実施 / 千代田区 / 豊島区 /
		拠点回収 or 店頭回収	足立区 / 板橋区07.10月 / 北区 / 江東区 / 品川区一部地域 / 渋谷区 / 新宿区 / 世田谷区 / 台東区 / 中央区 / 文京区07.秋頃 / 港区 / 目黒区 /
	不燃のまま	集積所	渋谷区 / 文京区 / 北区 / 港区 /
	可燃へ	集積所	足立区 /
 ペットボトル・トレー以外のプラマークがあるその他の容器包装プラスチック	資源へ	集積所回収	江戸川区07.3月から一部地域で実施(トレーも含む) / 葛飾区07.4月から一部地域で実施 / 品川区07.9月から一部地域で実施(トレーも含む) / 新宿区07.7月一部地域で実施 / 杉並区内1/3地域で実施(トレーも含む) / 千代田区07.10月全域実施 / 豊島区ボトルタイプのみ / 中野区07.7月区内の1/2の地域で実施(トレーも含む) / 練馬区07.10月から(トレーも含む) / 目黒区07.10月から一部地域で実施(トレーも含む)
		拠点回収	板橋区07.10月ボトル容器のみ実施 /
	不燃のまま	集積所	江東区 / 台東区 / 文京区 / 港区 /
	可燃へ	集積所	足立区 / 大田区 / 世田谷区 /

回収を始め、モデル実施では  
 容量リブマークのある廃プラ  
 はトレーも含めて資源回収し、  
 新可燃ごみにするのは「ミネ  
 ズやレトルト食品の容器など  
 自身が付着して汚れているも  
 区はほかに、04年から容量リブ  
 る廃プラを減らす努力をする  
 のだけに、04年から容量リブ  
 のだけです。葛飾区もモデル  
 実施に合わせて同様の資源化  
 をしています。  
 このように、可燃ごみにす  
 る廃プラを減らす努力をする

ラの資源回収を一部地域で開  
 始し、徐々に範囲を広げてい  
 る中野区、これから行なうこ  
 とを公表している新宿区・千  
 代田区・練馬区・目黒区など  
 があります。また、ペットボ  
 トルとトレーのほか、資源回  
 収品目にボトルタイプのプラ  
 スチックを加えているのが板  
 橋区・豊島区です(表2)。  
 しかし、世田谷区のように  
 モデル実施と同時に、モデル

9月からは容量リブも資源回  
 収品目に追加しています。  
**国の基本方針に沿って  
 取り組む区が多数派**

- ・資源回収場所とは可燃・不燃とは別に定められた回収場所のこと
- ・拠点回収とは各区内の公共施設等と区の回収ボックスを含む。集団回収とは町内会等によるもの
- ・容量リブマークの資源回収は内容物が付着しているチューブ類など汚れたものは可燃ごみ扱い

地区だけは  
 ペットボト  
 ルのみ集積  
 所で回収し  
 それ以外は  
 ペットボト  
 ルもトレー  
 も、相変わ  
 らず店頭回  
 収に公共施  
 設での拠点  
 回収を追加  
 するにとど  
 まり、その  
 ほかの廃プ  
 ラは可燃ご  
 みにあつさ  
 り変更する  
 区もありま  
 す。当初品  
 川区もそう  
 でしたが、  
 発生抑制、リユース・リサイ  
 クの資源化、どうしても残つ  
 たものは熱回収が基本方針で  
 す。これに沿って計画的に取  
 り組む区と、容量法の改正動  
 向を見つつ企業があくまで主  
 体的に取り組むべきとして、  
 資源化への取り組みに消極的  
 な区が、廃プラの新しい分別  
 区分ではつきり分かれなくな  
 った。23区全体では、一組や区長  
 会の方針はあるものの、いく  
 つかの区を除けば、23区民の  
 声もあり、各区独自に困難に  
 苦しみつつも資源化に努めて  
 いるのが現状です。  
 資源化努力が薄い区は今後  
 ごみの有料化が持ち上がった  
 時、資源化品目やルートの方  
 針に、区民の厳しい批判が  
 また新たに注がれることにな  
 るでしょう。  
 (植田靖子)

確認しよう!  
保険契約

# 生命保険不払い 44万件、359億円

規制緩和による各社間のサー  
ビス競争激化を背景に、生命  
保険業界が複雑な「特約」を  
付けた商品を売り出したもの  
の、消費者が契約内容をよく  
理解しないまま放置された結  
果、支払われなければならな  
い保険金が増え、2007  
金融庁によると、2007

年4月13日現在、生命保険会  
社全38社が公表した不払い件  
数の合計は約44万件、金額は  
約359億円。まだ調査が完  
了していない会社が多数あり、  
この数字は大幅に増える見込  
みとされています。

## 未請求者にも保険金 支払い手続き受け付け

07年5月24日、日消連を訪  
れた生命保険協会は、金融庁  
の報告命令を受けて各社が取  
り組んでいる支払い検証につ  
いて、次のように説明しまし  
た。

不払い決定が正しかったの  
かの検証 明治安田生命など  
保険金支払い時の意図的な不  
正も指摘されたりした、保険  
会社による事実関係の調査確  
認が不十分なため不払いになっ  
ている契約については、請求  
による検証が実施されて05年  
10月にその対応が公表された。  
支払い金額が正しかったの  
かの検証 計算等を間違えて  
入院給付金の支払い日数や手

術給付金の支払金額等に不足  
が生じている契約はないか、  
06年1月から検証、07年4月  
13日に公表した。

請求があれば支払いできる  
可能性のある契約の検証 保  
険金・給付金の請求に際し、  
他の保険金・給付金も支払え  
る可能性があったのに、その  
ことを説明しなかったために  
請求できず支払われなかった。

たとえば、入院給付金等の請  
求に際し、提出された診断書  
等から、特約、通院等その他  
の保険金等も支  
払われる可能性  
があると推測さ  
れる契約の検証  
を実施している。

現在、各生命  
保険会社は支払  
金額が不足して  
いたり、請求に  
ついての説明を  
しっかりと受け  
なかつたために  
保険金を請求し  
ていない契約者



政令改正でクーリング  
オフ対象が拡大

今後の再発防止について、  
生命保険業界は、事業の基本  
的な姿勢を示す「行動規範」

に對して、順次、追加で保険  
金を受け取ってもらったための  
手続きを行なっているとのこ  
とです。保険金・給付金の支  
払い額や保険金請求に関して  
少しでも不審に思うたり疑問  
をお持ちの方は、契約先の保  
険会社へ確認すべきでしょう。

を「お客様志向」「社会的役  
割・責任」の観点から見直す、  
あるいは保険商品の適正表示  
や契約概要作成等各種ガイド  
ラインを見直すなど検討中で  
す。また、生命保険協会は  
「生命保険支払専門士試験制  
度」を07年秋に創設し、複雑  
な保険業務の知識・判断レベ  
ルを取得した人材育成を支援  
することです。

保険の加入から請求まで消  
費者の立場に立つたわかりや  
すい説明を行なうという、原  
点に返った当たり前の姿勢が  
本物かどうか、これから厳  
しく問われます。

なお、保険契約のクーリン  
グオフ(申し込み撤回等)が  
できない場合の規定がありま  
すが、今回規定が改正され、  
保険募集と関係ない目的で営  
業所等を訪れ、契約の申し込  
みをした場合や、初回保険料  
を申込者の居室において口座  
振り込み手続きした場合、  
クーリングオフできることに  
なりました。(水原博子)

### 気になるニュース

#### 青果仲卸業者85%が 築地市場移転反対

築地市場移転問題では、水産仲卸業者を中心に反対運動が展開されていますが、この度、築地の労働者でつくる東京中央市場労働組合のアンケート調査で、青果仲卸業者も圧倒的多数が移転反対の意向であることがわかりました。

報道によれば、調査は2007年5月半ばに、市場内の110の青果仲卸業者を対象に実施。101業者が回答した。その結果、築地と豊洲のどちらで営業したいかの質問には、「絶対に築地」が54業者、「できれば築地」が39業者で、築地市場存続を希望する業者が約85%を占めました。逆に、「絶対に豊洲」

「できれば豊洲」は、たった7業者でした。

日消連では、水産仲卸業者を中心とした「市場を考える会」とともに移転反対運動に取り組んでいます。同会が07年4月に水産仲卸業者を対象に行なった意向調査でも、793業者のうち7割超が「反対」と回答しています。

「反対」と回答しています。

(07年5月25日付『東京新聞』より) まとめ 吉村英二

わかりました。

これら237商品の混入率は、すべて組み換え表示が不要な5%以下でした。すなわち、「遺伝子組み換えでない」などと表示されていても、6割以上は5%以内の組み換え原料が混入している可能性があるということです。

#### 古紙リサイクル展示用

## エコパネル

古紙リサイクルに取り込む古紙問題市民行動ネットワークでは、古紙リサイクルの必要性や仕組み、紙に関するエコロジカルな提案をわかりやすくまとめた展示用パネル「エコパネル」を作成し、貸し出しを始めました。料金や申し込み先は別記の通りです。学習会・イベント等に活用下さい。



【エコパネル】  
 大きさ A1サイズ 594mm x 841mm) 6枚セット  
 料金 1回5000円  
 (古紙ネット会員2000円)  
 送料借り主負担  
 申し込み 古紙ネット事務局分室  
 ☎03(3713)3172

#### 加工食品6割以上で 組み換え原料混入

農林水産消費技術センターが2007年3月30日に発表したところによると、遺伝子組み換え表示対象の加工食品378商品を分析したところ、組み換え原料が混入したものが実に237商品(62.7%)にもものぼることがわかりました。このうち、検査では55商品は分析不能でしたが、製造業者への調査を実施したところ、最終的にすべてに組み換え原料が混入していたことが

#### 放射性物質持ち込み拒否条例全会一致で可決

2007年4月22日、高知県東洋町の町長選挙において、「高レベル廃棄物の処分場」の誘致を進めていた前町長が破れ、撤回を求めて立候補した澤山保太郎さんが初当選しました。

田嶋裕紀前町長は、07年1月25日の町議会全員協議会で、「高レベル放射性廃棄物の最終処分場の設置可能性を調査する区域の応募書」を同日午

前、原子力発電環境整備機構(NUMO)に速達で送付したことを告げました。当時、町民の6割を越す2197人の反対請願署名、約200人の賛成請願署名が議会に提出されており、形成不利とみての応募の強行と判断されます。

以後、高知県知事、徳島県知事を始め近隣市町村が反対を表明。東洋町では、持ち込みや関連施設の建設を拒否する条例を制定する直接請求運動が発足、1452人の署名を町選管に提出しました。東洋町の事態は、町長が独断で応募ができるNUMOの「公募」の欠陥を露わにしました。住民の意見を聞かないでも、ともかく応募書が出せる仕組みになっているのです。

その後、東洋町議会は5月20日、臨時会を開き、「東洋町放射性物質(核燃料・核廃棄物)の持ち込み拒否に関する条例」を全会一致で採択しました。(富山洋子)

